

ランニングチーム神戸AC（神戸えーしー陸上競技部）

個人情報保護および内部管理に関する規程

第1章 総則

（目的）

第1条

本規程は、一般社団法人神戸アスリートクラブ（以下「本法人」という。）が取得・保有・利用する個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、事故・トラブル・ハラスメント等に対する内部管理体制を定め、会員、保護者、学校、行政および関係者からの信頼性を高めることを目的とする。

（基本方針）

第2条

本法人は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および関連法令を遵守するとともに、健全かつ公正な運営を行うものとする。

第2章 個人情報の取扱い

（取得する個人情報）

第3条

本法人が取得する個人情報は、次の範囲に限定する。

1. 氏名、生年月日、住所、連絡先
2. 未成年者の場合の保護者情報
3. スポーツ活動に必要な健康・競技情報
4. 陸上競技連盟等への登録に必要な情報
5. 大会・合宿・イベント参加に必要な情報
6. 宿泊施設・交通機関申込みに必要な情報

（利用目的）

第4条

本法人は、取得した個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用する。

1. 本法人の事業運営および連絡業務
2. 陸連登録、試合申込み、記録管理
3. 合宿・イベント・大会帯同の運営
4. 上位大会進出時の交通・宿泊手配
5. 緊急時の連絡・安全管理
6. 行政・学校との連携に必要な対応

※上記目的以外での利用は行わない。

（管理責任者）

第5条

本法人は、個人情報管理責任者を代表理事とする。

（取扱担当者）

第6条

個人情報にアクセスできる者は、
代表理事および代表理事が業務上必要と認めた事務担当者に限定する。
2 取扱担当者は、業務上必要な範囲を超えて個人情報を閲覧・利用してはならない。

（第三者提供）

第7条

本法人は、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

1. 本人または保護者の同意がある場合
2. 法令に基づく場合
3. 大会主催者、競技団体、宿泊・交通機関等、
事業遂行上必要不可欠な提供の場合

（安全管理措置）

第8条

本法人は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、
次の安全管理措置を講じる。

1. 取扱者の限定
2. 書類・データの施錠管理
3. パスワード等による情報管理
4. 不要となった個人情報の適切な廃棄

第3章 開示・訂正・削除

（開示請求）

第9条

本人または保護者は、自己の個人情報について、
本法人に対し開示を求めることができる。
2 開示請求は、代表理事を通じて行うものとする。

（訂正・削除）

第10条

本人または保護者から訂正・削除の申出があった場合、
本法人は合理的な範囲で速やかに対応する。

第4章 事故・トラブル対応

（事故対応）

第11条

活動中に事故・怪我等が発生した場合、
本法人は安全確保を最優先とし、次の対応を行う。

1. 応急対応および医療機関への連携
2. 保護者・関係者への速やかな連絡
3. 事実関係の整理と記録
4. 必要に応じた行政・学校への報告

（再発防止）

第12条

事故発生後は、原因分析および再発防止策を検討し、
運営体制の改善に努める。

第5章 ハラスメント・いじめ防止

（禁止行為）

第13条

本法人は、次の行為を一切禁止する。

1. 身体的・精神的暴力
2. ハラスメント行為
3. いじめ、差別、誹謗中傷
4. 威圧的言動、不適切な指導

（相談・対応）

第14条

ハラスメント等に関する相談があった場合、

代表理事が速やかに事実確認を行い、

必要に応じて適切な措置を講じる。

2 事案の内容により、学校・行政等と連携することができる。

第6章 苦情・意見対応

（苦情対応）

第15条

会員または保護者からの苦情・意見については、
感情的対立を避け、事実に基づき誠実に対応する。

2 本法人は、すべての要望に応じる義務を負うものではない。

第7章 内部管理・研修

（内部管理）

第16条

本法人は、本規程の周知および遵守を図るため、

必要に応じて内部確認・見直しを行う。

（研修）

第17条

指導者および関係者に対し、

個人情報保護・安全管理に関する意識向上を図る。

第8章 広報活動およびSNS運用

（広報活動の目的）

第18条

本法人は、活動内容の周知、地域社会への情報発信および健全なクラブ運営を目的として、
ホームページ、SNS（Instagram、X、Facebook等）、其他媒体を用いた広報活動を行う。

（写真・動画の撮影および利用）

第19条

本法人は、練習、試合、イベント、合宿等の活動中に、
広報および記録を目的として写真および動画を撮影することがある。

2 会員は、入会時点において、

本法人が前項の目的の範囲内で撮影・利用することについて、

包括的に同意したものとみなす。

（同意の撤回・掲載拒否）

第20条

会員または保護者は、写真・動画の掲載について、事前または事後に掲載拒否の意思を申し出ることができる。

2 本法人は、合理的な範囲において、当該申出に配慮し、速やかに対応するものとする。

3 ただし、すでに公開済みの広報物すべてについて、完全な削除や遡及的対応を保証するものではない。

（未成年者への配慮）

第21条

未成年者（特に小学生・中学生）に関する写真・動画の取扱いについては、次の事項に特段の配慮を行う。

1. 個人が特定されやすい過度なアップ写真を避ける
2. 身体的特徴やプライバシー性の高い情報が強調されないよう配慮する
3. 保護者からの申出があった場合は、最優先で尊重する

（撮影方法および表現上の禁止事項）

第22条

本法人の広報活動において、次に該当する撮影および表現を禁止する。

1. ローアングルからの過度な撮影
2. 不必要に至近距離での撮影
3. 身体の一部を強調する表現
4. 性的・差別的・誤解を招くおそれのある表現
5. 被写体が不快または不安を感じる可能性のある撮影

（撮影および投稿の管理）

第23条

写真・動画の撮影およびSNS等への投稿は、代表理事または代表理事が許可した者のみが行うものとする。

2 投稿内容については、本法人の理念および社会的信用を損なわないよう配慮する。

（自己責任の範囲）

第24条

高校生以上の会員については、本人の判断および自己責任の範囲において活動参加および撮影に応じるものとする。

2 ただし、本法人は、年齢を問わず、前条までの配慮義務を免れるものではない。

（SNS上のトラブル対応）

第25条

SNS上での誤解、苦情、トラブルが発生した場合、本法人は事実確認を行い、必要に応じて投稿の修正・削除等の対応を行う。

2 本法人は、すべての要望や主張に応じる義務を負うものではない。

第9章 規程の改廃

（改廃）

第26条

本規程の改廃は、代表理事の決定により行うものとする。

附則

1. 本規程は、法人設立の日から施行する。
2. 本規程に定めのない事項については、
代表理事が法令および社会通念に照らし判断する。